

消 食 基 第 ● 号
令和 7 年 ● 月 ● 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right]$ 殿

消 費 者 庁 次 長
（ 公 印 省 略 ）

「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」の一部改正について

食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度については、「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（令和 5 年 11 月 30 日付け健生発 1130 第 4 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）等で概要等を示してきました。今般、ポジティブリスト制度の対象外となるものを一層明確化するため、本通知を別紙のとおり改正しますので、御了知いただくとともに、貴管内関係事業者に対する周知方よろしく申し上げます。

(別紙)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
記	記
第1・第2 (略)	第1・第2 (略)
第3 運用上留意すべき事項	第3 運用上留意すべき事項
1 規格基準告示(第3 器具及び容器包装の部A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の項) 関係イ ポジティブリストの対象範囲等について	1 規格基準告示(第3 器具及び容器包装の部A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の項) 関係イ ポジティブリストの対象範囲等について
(1) <u>食品添加物に使用される器具・容器包装は、ポジティブリストの対象外であること。</u>	(新設)
(2) 複数の層で構成される器具又は容器包装に使用される合成樹脂の原材料に含まれる物質については、ポジティブリストの対象範囲を以下のとおりとすること。	(1) 複数の層で構成される器具又は容器包装に使用される合成樹脂の原材料に含まれる物質については、ポジティブリストの対象範囲を以下のとおりとすること。
i 全ての層が合成樹脂で構成された層(以下「合成樹脂の層」という。)である場合、法第18条第3項ただし書の規定により、食品に接触しない層については、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量(以下「おそれのない量」という。)を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和しないよう加工されている場合は、ポジティブリストの対象外であること。	i 全ての層が合成樹脂で構成された層(以下「合成樹脂の層」という。)である場合、法第18条第3項ただし書の規定により、食品に接触しない層については、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量(以下「おそれのない量」という。)を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和しないよう加工されている場合は、ポジティブリストの対象外であること。
ii 食品に接触する層が合成樹脂以外の材質で構成された層(以下「合成樹脂以外の層」という。)であり、当該層以外に合成樹脂の層がある場合は、当該合成樹脂の層はポジティブリストの対象外であること。	ii 食品に接触する層が合成樹脂以外の材質で構成された層(以下「合成樹脂以外の層」という。)であり、当該層以外に合成樹脂の層がある場合は、当該合成樹脂の層はポジティブリストの対象外であること。

iii 食品に接触する層が合成樹脂の層であり、かつ食品に接触しない層に合成樹脂以外の層がある場合については、当該合成樹脂以外の層から食品接触面側の層のうち合成樹脂の層のみポジティブリストの対象であること。ただし、法第 18 条第 3 項ただし書の規定により、ポジティブリストの対象外となる場合があること。

(3) ポジティブリストの対象範囲の整理により、以下のものはポジティブリストの対象外となること。なお、ポジティブリストの対象外の物質は、ポジティブリストへの収載がなくても引き続き使用可能であるが、事業者においては従前の管理を遵守し、自らの責任において安全性の確保を行う必要があること。また、これらに新たな知見として人への健康影響が明らかとなった場合、必要に応じて規格基準告示に別途規格等を定めることとしたこと。

i 合成樹脂以外の材質の原材料に該当する物質

- (例) ・ 熱可塑性を持たない弾性体（ゴムの原材料に該当する物質）
- ・ 無機物質
 - ・ 天然物（ロジン、ナフサ等の抽出物、蒸留物等を含む。ただし、特定の成分のみを精製して得られた物質および類縁物質群を除く。）
 - ・ 天然物の化学反応物（化学修飾処理されたセルロースを除く。）

ii 器具・容器包装から放出され、食品に移行して作用することを目的とする物質

iii 帯電防止、防曇等を目的として、器具・容器包装の原材料等の表面に付着させる液体状または粉体状の物質

iii 食品に接触する層が合成樹脂の層であり、かつ食品に接触しない層に合成樹脂以外の層がある場合については、当該合成樹脂以外の層から食品接触面側の層のうち合成樹脂の層のみポジティブリストの対象であること。ただし、法第 18 条第 3 項ただし書の規定により、ポジティブリストの対象外となる場合があること。

(2) ポジティブリストの対象範囲の整理により、以下のものはポジティブリストの対象外となること。なお、ポジティブリストの対象外の物質は、ポジティブリストへの収載がなくても引き続き使用可能であるが、事業者においては従前の管理を遵守し、自らの責任において安全性の確保を行う必要があること。また、これらに新たな知見として人への健康影響が明らかとなった場合、必要に応じて規格基準告示に別途規格等を定めることとしたこと。

i 合成樹脂以外の材質の原材料に該当する物質

- (例) ・ 熱可塑性を持たない弾性体（ゴムの原材料に該当する物質）
- ・ 無機物質
 - ・ 天然物（ロジン、ナフサ等の抽出物、蒸留物等を含む。ただし、特定の成分のみを精製して得られた物質および類縁物質群を除く。）
 - ・ 天然物の化学反応物（化学修飾処理されたセルロースを除く。）

ii 器具・容器包装から放出され、食品に移行して作用することを目的とする物質

iii 帯電防止、防曇等を目的として、器具・容器包装の原材料等の表面に付着させる液体状または粉体状の物質

iv 原材料に含まれる物質が化学的に変化して生成した物質	iv 原材料に含まれる物質が化学的に変化して生成した物質
v 最終製品に残存することを意図しない物質	v 最終製品に残存することを意図しない物質
vi <u>着色料の塗布の目的で器具・容器包装に部分的に用いられる、インク等に含まれる合成樹脂や添加剤</u>	(新設)
ロ～ニ (略)	ロ～ニ (略)
第4～第6 (略)	第4～第6 (略)